

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月2日から同年5月21日まで

私は、大学卒業後の昭和48年4月2日にA社B工場に入社し、同社C本社において、大学卒業者を対象とした研修を約1か月受け、同年5月1日に同社B工場へ帰任しているのに、厚生年金保険の記録が同年5月21日からしか無いことに納得できない。

A社B工場に同期入社した高校卒業の同僚は、昭和48年4月から厚生年金保険の記録があるので、私の同保険被保険者資格取得日を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る経歴証明書、及び個人台帳により、申立人が昭和48年4月2日に同社B工場に入社し、現在まで継続して勤務していることが認められる。

また、A社の人事担当者は、「申立期間当時、同社では社員研修を、大学卒業者については同社C本社において、高校卒業者については同社B工場で行っていた。」と供述しているところ、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人と同期入社で大学卒業の同僚は、「同社B工場で入社式を終えた後、同社C本社において、社員研修を受けた。」と供述しており、当該同僚の同保険の被保険者資格取得日は、申立人と同様に同社B工場に帰任後の昭和48年5月21日となっているが、同期入社で高校卒業

の同僚は、「同社B工場において、社員研修を受けた。」と供述しており、当該同僚の同保険の被保険者資格取得日は、同年4月1日となっていることが確認できる。

さらに、申立人の主張、同僚の供述及びA社への照会結果から、申立人と同時期に同社C本社で新規採用時の研修を受けたことが確認できる7人のうち、同社B工場以外に配属された同僚5人については、オンライン記録から、いずれも昭和48年4月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社は、「給与関係は、申立期間当時も本社で一括管理していたので、同社B工場に配属となった二人だけ厚生年金保険料を控除しないとは考え難く、申立人についても、厚生年金保険料の控除は行われていたと思う。」と回答している。

これらを併せて判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年5月の社会保険事務所（当時）の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、厚生年金保険の記録におけるA社B工場の資格取得日が、雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48年5月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、27万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日  
② 平成16年12月17日  
③ 平成17年7月20日

申立期間にA事業所から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA事業所から提出された賞与統計表から、申立人は、平成16年7月20日、同年12月17日及び17年7月20日に支給された賞与において、27万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月20日、同年12月17日及び17年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 4 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について国民年金に未加入であるとの回答を受けたが納得できない。

根拠となるようなものは残っていないが、両親は生真面目な性格であり、任意ではあっても、国民年金の加入や納付の手間を惜しむような人ではなかったため、申立期間について国民年金に任意加入し、保険料を納付した可能性が非常に高いので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の養女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の養女は、「昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から申立人が国民年金に任意加入し保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、42 年 5 月に払い出されており、払出時点では、申立期間は任意加入期間であり、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかつたものと考えられるほか、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の養女も、幼年であったため申立人の国民年金に係る記憶は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 30 日から 32 年 7 月 31 日まで

申立期間において、私は、船舶所有者Aの機帆船B丸に、同船舶所有者及びその息子と計3人で乗船し、C社の化学肥料を運搬していた。

B丸に乗船していた時に腕を骨折したことがあり、その時に病院窓口で船員保険証を提出したことを記憶しており、同保険の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

船舶所有者Aの子息及び同船舶所有者に申立人を紹介した同郷の知人の供述から、申立人が申立期間当時、同船舶所有者の所有するB丸に乗船していたことが推認できる。

しかしながら、B丸における乗船期間について、申立人は、「昭和30年1月末ごろにD社を退職した後、すぐに機関員として乗船し、退職時期ははっきり覚えていないが2年半は乗っていたと思う。」と主張しているところ、前述の船舶所有者の子息及び同郷の知人は、「申立人の乗船期間は分からない。」旨供述している上、申立人は船員手帳を焼失していることから、申立人の同船舶における乗船期間を特定することができない。

また、適用船舶所有者名簿において、同船舶所有者Aが船員保険の適用船舶所有者に該当しているのは、申立期間以後の昭和40年4月1日からであることが確認できる。

さらに、当該船舶所有者は既に亡くなっており、同船舶所有者の子息は、「申立期間当時の資料は一切無く、給与及び船員保険については、船舶所有者の父親がすべて行っていたので分からない。」と供述していることから、申立期間当時の船員保険の取扱いに関する供述及び関連資料を得ることができない上、申立人は、「申立期間当時の給与は5,000円程度であったが、現

金を手渡されており、給与明細書等は無かったので、船員保険料の控除額は不明である。」と主張している。

加えて、申立人は、「申立期間当時、乗船中に骨折し、1か月程度通院していた。その際、船員保険証で受診し、初診料の200円だけ支払った。」と主張しているが、初診を受ける際の一部負担金が200円となったのは、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律（昭和42年法律第140号）により、昭和42年からであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 11 日から 32 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間にA県B郡C町（現在は、D市）EのF事業所において、住み込みで働いていた。

給与からの控除額を確認できる給与明細書は無いが、申立期間当時、F事業所には従業員が約 20 人いたので、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

G組合の組合員及びA県B郡C町の住人の供述から、申立期間当時、申立人が勤務していたと主張するF事業所が同町Eに存在していたことが推認できる。

しかしながら、A県B郡C町E所在のF事業所が法人登記されていたことは確認できない上、同事業所が適用事業所に該当していたことも確認できない。

また、事業所索引簿においてA県B郡H町（現在は、D市）IにJ事業所という名称の適用事業所が確認できるが、同事業所の元事業主の家族及び同事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員は、「J事業所はB郡H町にあり、他の場所に関連する事業所は無い。」、「申立人の氏名には記憶が無い。」旨供述していることから、同事業所は、申立人が勤務していたと主張するF事業所ではないと推認できる。

さらに、申立人が勤務していたと主張するF事業所は、現在のA県D市Eに存在しない上、申立期間当時の事業主も既に亡くなっており、その子息は、「私の父がF事業所を経営していたか否か、厚生年金保険の適用事業所であったか否かは分からない。」と回答していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除に関する関連資料及び供述を得ること



ができない。

加えて、申立人は、勤務していたと主張するF事業所の事業主を含めた同僚の氏名を覚えていないことから、申立期間当時の申立人の勤務実態についての供述を得ることができない上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 日まで

私は、公務員採用試験により、昭和 41 年 4 月 1 日にA事業所に条件付臨時補充員として採用されたが、申立期間当時、条件付臨時補充員は正規の職員として認められていなかったため共済組合には加入できず、同年 6 月 4 日に事務員となった時に共済組合に加入した。

申立期間において、社会保険事務所（当時）に行った記憶があり、実際に何の手続をしたかは覚えていないが、健康保険の加入手続以外に同事務所に行くとは思えず、健康保険に加入していれば厚生年金保険にも加入しているはずであるので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社C支社から提出された申立人に係る在籍証明書により、申立人は、昭和 41 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 日までの期間、A事業所において臨時補充員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間において、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる上、申立人の主張及び同僚の供述から、申立人と同様に公務員採用試験により臨時補充員として、昭和 41 年 4 月 1 日に採用されたと推認できる同僚で、オンライン記録が確認できた二人についても、申立人と同様に共済組合員となる前の厚生年金保険の被保険者記録は無い。

また、「昭和 41 年 7 月にA事業所に採用された。」と供述している同僚についても、オンライン記録において、同年 9 月から共済組合の記録となっているが、それ以前の期間に厚生年金保険の被保険者記録は無いことが確認できる上、当該同僚は、「Dは、申立期間当時、事業所によって厚生年金保険

への加入の取扱いがまちまちであったと聞いたことがある。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していたのは、昭和39年9月5日から40年1月31日までの期間、42年6月1日から同年10月1日までの期間及び45年5月1日から平成17年4月1日までの期間であることが確認できるが、当該期間に被保険者記録が確認できる者は、その厚生年金保険の記録又は供述、申立人の主張から、申立人及び申立人と同日に採用となった同僚と異なり、公務員採用試験によらない採用であったことがうかがえる。

加えて、E社サービスセンター、B社C支社及びF共済組合は、いずれも申立期間当時の臨時補充員の厚生年金保険の取扱いについては不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年8月15日まで

私は、尋常高等小学校を卒業後、事業所名ははっきりしないが、A組合B支部又はC組合において、事務員として働いていた。申立期間当時は、戦時中の混乱した状況であり、そのことが強く印象に残っている。

しかし、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A組合B支部又はC組合の厚生年金保険の記録は無いとの回答であった。

A組合で2年近く勤務していたことは間違いないので、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が事業主として記憶している者の子女の供述から、申立人が申立期間当時、「A組合」と称する事業所において、勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立人が勤務していたと主張するA組合B支部及びC組合が適用事業所に該当していたことは確認できない上、D県内に「A」という名称が含まれる適用事業所の記録は確認できない。

また、前述の子女は、「申立期間当時、A組合は、それぞれ独立してAの仕事をしていた人たちの集まりであり、私の父が事業主として組合員を雇用していたものではないと思う。」と供述している上、申立人が主張する事業主及び「A組合で働いていた。」と供述している同僚についても「A組合」と称する事業所における厚生年金保険の記録は無い。

さらに、女子が厚生年金保険の被保険者となったのは、昭和19年の厚生年金保険法の制定に伴い、被保険者範囲が拡大された同年10月1日からである。

加えて、申立人が主張する事業主は既に死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録については、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 61 年 3 月 31 日まで

私は、社会保険事務所（当時）から回答された年金額の試算結果が、周囲の同年齢で、同勤続年数の者に比べてあまりにも低いことに納得できない。

A（当時）において勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額は、私が給与改定通知書に基づき計算した数値に比べてかなりの差があるので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 共済組合から提出された組合員原票によれば、申立人は、申立期間において、Aに勤務し、同共済組合の組合員であったことが確認できる。

B 共済組合における共済年金制度では、厚生年金保険制度における標準報酬月額に相当する仕組みは、昭和 60 年の共済年金制度改正により 61 年 4 月に初めて導入されたものである。このため、61 年 3 月以前の標準報酬月額は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定により、56 年 4 月から 61 年 3 月までの 5 年間の共済掛金の標準となった俸給額の総額（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 97 号）により改正された後の俸給表に置き直した俸給額の総額）を同期間の月数で除して得た額に 61 年 4 月 1 日前の実在職期間に応じて定められる一定の率を乗じて得た額とすることとされている。

申立人については、B 共済組合から提出された履歴表に記載されている職群号俸等から上記規定に基づき定められた計算方法により算出された標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月11日から29年12月1日まで  
厚生年金保険期間照会の結果、申立期間について厚生年金保険に未加入であるとの回答を受けたが納得できない。

申立人の養女である私は、亡くなった両親から、「申立人は、昭和13年に結婚後、A社の社宅に入居し、そのころから夫婦共に同社で勤務し、私を養女として迎え入れる29年11月ごろまで継続して勤務していた。業務内容は鉱石の選別だった。」と聞いている。

申立期間について、申立人の給与明細等は保存しておらず、在職していたことを証明できるものも無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の養女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の養女は、「申立人は、私を養女に迎える昭和29年11月ごろまでA社B鑛業所において勤務していた。」と主張しているところ、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人が20年6月11日に同社B鑛業所における健康保険厚生年金保険被保険者資格を原因「解雇」により喪失した旨の届出がなされていることが確認できる。

また、A社B鑛業所において、昭和19年10月1日に健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と連番で厚生年金保険被保険者番号の払出しを受けた女性200人のうち、供述を得られた8人は、申立人を記憶しておらず、同社も「現在確認できる申立人に係る資料は健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届のみであり、ほかに申立人が勤務していたことや給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できるような資料は残っていな

い。」と回答していることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社に平成 2 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まで勤務した。厚生年金保険の被保険者資格喪失日が退職日の翌日であれば、同社に係る同保険の被保険者資格喪失日は同年 9 月 1 日であるはずなので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 2 年 8 月 31 日に出勤し、終業後に給与を手渡された。」と主張しているが、A社が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び厚生年金基金加入員資格喪失通知書には、「退職日は同年 8 月 30 日、資格喪失日は同年 8 月 31 日」である旨の記載があり、オンライン記録及び厚生年金基金の加入員記録と一致していることに加え、雇用保険の記録についても離職日は同年 8 月 30 日となっていることから、事業主は申立人の退職日を同日付けで届け出ていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成 2 年 7 月分及び同年 8 月分の給与支給明細書（ただし、給与支給月の記載は無い。）について、A社における保険料控除方法が翌月控除であることを踏まえて検証したところ、同年 7 月分とみられる同明細書からは厚生年金保険料が控除されておらず、同年 8 月分とみられる同明細書からは同年 7 月分の厚生年金保険料が控除されているが、同年 8 月分の厚生年金保険料が控除されていることは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。